

表 都市・地域再生等利用区域について

	都市・地域再生等利用区域の指定		「かわまちづくり」支援制度
準拠	河川敷地占用許可準則（平成23年4月1日施行。平成28年5月30日最終改正）		「かわまちづくり」支援制度実施要綱（平成28年2月10日施行）
目的	都市及び地域の再生等の観点から、水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とする制度 （河川空間のオープン化）		市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、「河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成」を目指す取組み
推進主体／占用主体	占用主体は以下①～③のいずれか ①準則第6に掲げる占用主体（公共性、公益性を有する公的主体；民間事業者等に使用させることも可）【 占用許可期間：10年以内 】 ②協議会等で認められた民間事業者等【 占用許可期間：3年以内 】 ③民間事業者等【 占用許可期間：3年以内 】		推進主体は以下①～③のいずれか ①市町村②市町村及び民間事業者③市町村を構成員に含む法人格のない協議会
登録・指定フロー	①地元市町村が河川管理者に都市・地域再生等利用区域の指定等に関して要望 ②河川管理者、市町村等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより、①指定区域②占用方針③占用主体について地域の合意を形成 ③河川管理者が都市・地域再生等利用区域を指定し公表 ④占用主体が河川管理者に占用許可申請 ⑤河川管理者が占用許可申請を受理し審査・許可 ⑥河川管理者の許可を得た占用主体が占用を開始		①推進主体が河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を策定 ②推進主体が対象河川を管轄する各地方整備局長等を経由して、水管理・国土保全局長に「かわまちづくり計画」の登録を申請 ③水管理・国土保全局長は実現可能性が高いと判断した「かわまちづくり計画」について支援制度に登録 ④水管理・国土保全局長は支援制度に登録した推進主体に登録証を交付
制約事項・条件	【区域指定】 治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域 ※その他民間事業者が施設利用者になった際に付さなければならない条件がある		【支援制度の登録要件】 各種計画・施策に基づき良好な河川空間を整備してその利活用を図る必要がある河川、もしくは推進主体の熱意が特に高く、河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
国（河川管理者）からの支援事項	①協議会への参画 ②申請全般にわたる助言等の支援		【ソフト施策】 ①推進主体と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施 ②全国の良好な整備事例やその後の活用について、推進主体に情報を提供 ③ 都市・地域再生等利用区域の指定等を支援 【ハード施策】 治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を、事業着手後、概ね5カ年で積極的に推進する （注）芝張り、駐車場、トイレ、四阿など河川管理施設以外の利用施設は市町村が整備
意思決定（協議会等）	占用主体（ただし、協議会等による地域の合意が必要）		推進主体
波及効果	①河川空間における賑わいの創出 ②民間事業者の営利活動に伴う消費喚起、施設利用料徴収及び法人税等の増加		①ハード整備に伴う建設部門への波及 ②ソフト施策の実施に伴う河川空間における賑わいの創出 ③（都市・地域再生等利用区域の指定による）民間事業者の営利活動に伴う消費喚起、施設利用料徴収及び法人税等の増加 ④かわ⇄まちの賑わい効果の波及
特徴	【メリット】 ①（かわまちづくり計画の有無に関わらず） 民間事業者による恒常的な河川区域の占用が可能 【デメリット】 ① ハード施策にかかる国からの支援はない ②事業開始時におけるニュース性が小さい。（類似の取組として「ミズベリング」の使用検討） ③関係者間の合意形成のためには、かわまちづくりに類似した方針（構想・計画）等が必要		【メリット】 ① ソフト・ハード両面での河川管理者との連携。 ソフト→都市・地域等再生等利用区域の指定に有利（ 必須条件ではない ） ハード→河川管理者による河川管理施設の整備が可能 ② 登録時のニュース性。 登録証交付時等。それに伴う関係者の一体感、事業者の広がり、合意形成 ③ 「かわまちづくり」のネームバリュー。 かわまち大賞、地区同士の連携、情報提供、他地区の成功の波及効果 【デメリット】 ①登録時の効果測定（CVM）、定期的な事業効果の検証（KPIの設定・評価）の費用
笠松町における適用についての評価	①民間事業者が河川敷地を占有させるためには、「かわまちづくり」支援制度への登録だけでは不十分であり、都市・地域再生等利用区域の指定が必須 ②他方、都市・地域再生等利用区域の指定には、「かわまちづくり」支援制度への登録は必須ではない ③「かわまちづくり」支援制度特有の支援措置である 河川管理施設の整備を行わないのであれば、かわまちづくり計画を策定する意義は薄い ④ソフト面や通常の河川管理事業（浚渫、伐採整備等含む）において、河川管理者である中部地方整備局木曾川上流河川事務所の連携・支援は得られる ⇒都市・地域再生等利用区域の指定をめぐらずに十分と見做す。事業展開のなかでハード整備の要望があった段階でかわまちづくり計画併用へ移行も考慮。		
制度活用の分類	かわまちづくり計画のみ	かわまちづくり計画＋都市・地域再生等利用区域	都市・地域再生等利用区域の指定
制度活用のポイント、概要	○遊歩道、公園等ハード整備があり、営業活動を行う事業者による河川空間利用を想定しない場合。 ※公園、スポーツ施設、親水施設等は通常の占用、包括占用区域制度で可能。	○あらかじめ河川管理施設の整備が想定される場合。整備と活用を同時に計画する場合。 ○かわまちづくり計画のもと、複数の都市・地域再生等利用区域を指定し、流域間連携が図る場合（東京隅田川など）。	○河川管理者が行うハード整備を伴わず、既存の公園・河原等を利用した営利活動を想定する場合。 ○イベント施設、売店、カフェ等河川管理者以外が整備する施設は整備（占用）可能のため、集客力（施設・事業規模）とは無関係。
H31.3時点箇所数	186箇所	27箇所	41箇所